

大和高田市庁舎内売店及び自動販売機設置・運営に関する契約書（案）

上記契約について、大和高田市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条（目的）

本契約は、大和高田市庁舎内の一部を売店及び自動販売機運営のために使用させることにより、市民をはじめとして庁舎利用者及び市職員の利便性の向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本契約における売店とは有人または無人で飲料・食料品等を販売する店舗型販売形態をいうものである。また、自動販売機とは硬貨や紙幣、電子マネーなどを投入し、飲料や食品を無人でかつ自動的に提供する機械装置のことをいうものである。

第3条（行政財産の貸付）

甲は乙に対し、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大和高田市役所庁舎内の売店エリア及び自動販売機コーナーを貸し付ける。

第4条（貸付場所）

所 在 地： 大和高田市大字大中98番地4
建物名称： 大和高田市庁舎（以下「本建物」という。）
貸付場所： 1階及び4階の甲の指定位置（別紙位置図のとおり）

第5条（貸付料）

乙が甲に支払う貸付料は、当該月における売店及び自動販売機の売上高（消費税及び地方消費税を除いた税抜き金額。）の合計額に〇%を乗じた額（円未満切捨て）とする。

第6条（貸付料の支払いについて）

乙は、前条に基づき算定された貸付料を、翌々月末日までに甲が指定する方法により支払わなければならない。

2 乙が前項に定める期日までに貸付料を納付しないときは、大和高田市税

外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例に基づき計算された、延滞金を加算して納付しなければならない。

第7条（貸付料の変更）

第5条に定める貸付料を算定する割合（以下「歩合率」という。）は、経済事情の変動により物価、材料費、人件費等に増減が生じた場合においても、変更しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、天災地変、感染症の流行、経済情勢の急激な変動その他の甲乙双方が契約締結時に予期することができなかった事由により、歩合率が著しく不相当と認められる事情が生じたときは、甲又は乙は相手方に対し書面により協議を申し入れることができる。
- 3 前項の協議の申し入れがあったときは、甲乙は誠実に協議を行い、歩合率の変更について決定するものとする。

第8条（売上の報告）

事業者は大和高田市に対し、毎月終了後30日以内に、当該月における本売店及び自動販売機の売上実績（税抜き）を報告しなければならないものとする。

- 2 大和高田市は、前項の報告により知り得た売上情報を本契約の管理・評価又は事業の継続の目的以外に使用してはならないものとします。
- 3 事業者が正当な理由なく前項の報告を怠った場合、大和高田市は本契約を解除することができるものとします。

第9条（売店及び自動販売機において発生する費用）

売店及び自動販売機において発生する費用については、別紙の負担区分表に基づいて負担するものとする。費用負担について疑義が生じた場合は甲乙協議の上決定する。

第10条（運営の委託）

乙は甲の承諾を得て、第三者に自動販売機の営業の全部または一部を委託することができる。

- 2 甲は、乙及び前項の業務受託者が、自動販売機の営業のために、甲の指示に従い本建物に立ち入ることを予め承諾する。

第11条（契約の期間）

契約の期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとす

る。

第 12 条（商品）

売店及び自動販売機にて販売する商品の価格の決定については、乙の責任において行うものとする。

2 売店及び自動販売機にて販売する商品の選定については、乙が決定するものとする。ただし、乙は、売店及び自動販売機において、公共施設の利用目的及び利用者の属性に照らして不適切と認められる商品を販売してはならない。不適切な商品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) アルコール飲料（酒税法第 2 条に規定する酒類）
- (2) たばこ及び電子たばこ等の喫煙関連商品
- (3) 成人向け雑誌・映像・グッズ等、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれのある商品
- (4) 刃物・危険物・爆発物等、安全上の問題があると認められる商品
- (5) 賭博・ギャンブル関連商品
- (6) 特定の政党・宗教・思想を支持・宣伝する商品
- (7) 食品衛生法その他関係法令に違反する商品、または消費期限・品質管理上問題のある食品
- (8) その他、甲が公共施設の品位・利用環境の維持に支障があると判断した商品

第 13 条（営業時間・休業日）

乙は、売店及び自動販売機の営業時間を次のとおりとする。

売店：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

自動販売機：終日（24 時間）

ただし、売店の終了時間については甲乙協議の上変更できるものとする。

2 乙の売店の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

3 乙は、前二項に定める営業時間及び休業日を変更しようとするときは、事前に甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。ただし、乙のやむを得ない事情により臨時に休業する場合は、速やかに甲に通知するとともに、利用者が見やすい場所に休業の旨を掲示しなければならない。

4 自動販売機については、甲の庁舎管理上の必要により、甲が稼働時間を

制限することができる。この場合、甲は事前に乙に通知するものとする。

第 14 条（看板等広告施設の設置）

乙は、営業上必要な看板等広告施設及びその設置場所を図面にて明示したうえで、甲の承諾を得て自己の費用をもって本物件に設置することができる。

第 15 条（管理）

甲は、売店及び自動販売機の営業に影響のある事項について予め乙に通知する。

- 2 甲は、売店及び自動販売機において、故障・盗難・滅失・損壊等の事故を発見したときは、速やかに乙へ通知する。
- 3 乙は、売店及び自動販売機の衛生、美観を保ち、保安、防犯、防火、防虫に努めるものとする。
- 4 甲は、売店及び自動販売機の衛生、美観、保安、防犯、防火、防虫その他本物件の管理上必要と認められたときは、予め乙に通知したうえで、これを点検し処置を講じることができる。ただし、非常の場合及び甲が予めその旨を通知することができないときは、事後速やかに乙に報告する。

第 16 条（損害賠償）

乙は、売店及び自動販売機の設置・運営に関連して、乙または乙の従業員もしくは業務受託者の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が賠償すべき損害は、乙に生じた直接かつ通常の影響に限るものとし、逸失利益その他の間接損害については、甲はその責任を負わないものとする。
- 3 乙は、売店及び自動販売機の運営に伴い第三者に損害を与えた場合に備え、賠償責任保険その他これに類する保険に加入しなければならない。乙は、甲から求められたときは、保険加入を証する書類を甲に提示しなければならない。
- 4 第 19 条に定める不可抗力による損害については、甲乙いずれも相手方に対して損害賠償を請求することができない。

第 17 条（甲の協力等）

甲は、乙が売店及び自動販売機を安定的に営業するために、本建物内の利用者数、職員等の就業時間の変動、主要な催事、会社の休日など可能な

範囲で乙に情報開示すると共に、乙と共同で販促活動を実施し、乙の売上向上に協力するものとする。

- 2 甲は、本建物において、乙と同種の売店営業及び自動販売機の設置を新たに開始せず、また、第三者に対しても新たに開始させないよう努めるものとする。

第 18 条（設置場所の変更等）

甲及び乙は、本契約期間中、協議のうえ、第 4 条の設置場所及び自動販売機の台数を変更することができる。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、設置場所の変更もしくは自動販売機の一部撤去の申し入れがなされたときは、乙が設置した自動販売機、造作及び付属設備等の取り外し費用、及び運搬費用を甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由により設置場所の変更もしくは自動販売機の一部撤去の申し入れがなされたときは、上記費用を乙が負担するものとする。

第 19 条（解約）

甲及び乙は、以下の事由のいずれか一つに合致したとき、本契約を解約することができる。

- (1) 自動販売機関係諸法規の許認可条件の変更等が原因で、自動販売機の設置の目的が達せられないと甲乙双方が判断したとき。
- (2) 売店及び自動販売機の営業が不採算で営業継続が困難であると乙が判断したとき。ただし、その旨を甲に申し出ると共に不採算であるということを書面で示し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 前二号の他、甲乙間で本契約の解約につき合意したとき。ただし、解約を申し入れる者は、相手方に対し解約希望日の少なくとも 3 ヶ月前までに、解約を申し入れる事情について相手方の理解を得られるよう詳細な説明を添えて、文書により解約に関する協議を申し入れなければならない。

第 20 条（解除）

甲及び乙は、相手方が本契約の定めに著しく違反し、2 週間の催告期間を設けたうえで催告をしてもなお、その期間内に是正されなかったとき、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、相手方が以下の事由のいずれか一つに合致したとき、何等催告通知を要せずに、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 乙が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処

分を受け、または清算、任意整理、民事再生、会社更生手続の開始、破産、もしくは競売の申立があったとき。

- (2) 乙が自ら振出し、引受、保証もしくは裏書きした手形または小切手が不渡りとなったとき。
- (3) その他、相手方の信用状態が悪化し、本契約を継続しがたいと認められるとき。
- (4) 乙が、第 22 条の定めに違反したとき、またはそのおそれがあるとき。

第 21 条（契約の当然終了）

天災地変その他の不可抗力により、本建物の全部または一部が滅失または破損して売店及び自動販売機の使用が不可能となったときは、本契約は、当然に終了する。

第 22 条（原状回復）

本契約が期間満了、解約等により終了したときは、乙は、本物件に設置した売店及び自動販売機、造作及び付属設備等を撤去することにより原状回復したものとして、甲に本物件を明け渡すものとする。

- 2 甲または乙の責めに帰すべき事由により、それぞれ本契約の解約の申しれがなされたとき、前項の原状回復費用の負担に関しては、第 16 条 2 項を準用するものとする。

第 23 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の履行に際して相手方より開示された相手方の秘密情報（開示の方法を問わない）を、本契約の有効期間中はもちろん、本契約終了後も、相手方の事前の書面承諾がある場合を除き、第三者へ開示、提供せず、また本契約の履行目的以外の目的で使用してはならない。

第 24 条（反社会的勢力との取引等の禁止）

甲及び乙は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、催告なしに本契約を解除することができる。

第 25 条（管轄裁判所）

本契約書から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条（規定外事項）

本契約書に定めのない事項または契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中 9 8 番地 4
 大和高田市
 大和高田市長 堀内 大造

乙